

## 吹田市環境影響評価審査会全体会（令和4年度第3回）会議録

日時：令和5年3月24日（金）午前10時～午前11時25分

場所：メイシアター 1階集会室

出席者

委員：近藤会長、原副会長、乾委員、井ノ口委員、加我委員、  
越山委員、松井委員、松本委員、山中委員、山本委員

事務局：楠本次長、小山参事、小川主査、永井主査

連絡調整会議：地域経済振興室、西田主幹、環境保全指導課 西川課長、  
都市計画室 渡辺参事、計画調整室 花谷参事、開発審査室 徳寄参事、  
総務交通室 石本参事、奥村主査、公園みどり室 小原参事、  
総務予防室 角間主幹、文化財保護課 田中係員

事業者：＜（仮称）江坂計画＞

株式会社長谷工コーポレーション開発推進2部 辻チーフ、

第一事業部 営業第1部 辻田副主任、

大阪エンジニアリング事業部 第1設計室 竹端チーフ

株式会社KANSOテクノス 環境部 環境アセスグループ 小西マネージャー

傍聴者：1名

内容：1 開会

2 [審議事項]（仮称）江坂計画

（1）環境まちづくり影響評価条例の手続進捗状況について

（2）環境影響評価審査会等からの意見と事業者の見解

（3）質疑応答

（4）提案書に対する審査会意見（案）について

3 [報告事項]（仮称）SVH千里丘新築工事

（1）事後調査報告書（供用後）

4 [報告事項]（仮称）吹田千里丘計画

（1）事後監視状況報告書（工事中）（平成22年度～令和4年7月）

<開会>

- ・「（仮称）江坂計画」の事業者は入室して待機
- ・リモートを含め10名の委員の出席により審査会成立を確認
- ◆会長に進行を引き継ぎ

会長

それでは、環境影響評価審査会を開催したいと思います。

本日の傍聴希望につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

事務局（小山参事）

本日は1名の方、傍聴希望がございます。本審査会傍聴規程に基づき、1名の方に入室をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

(傍聴者入室)

## < [審議事項] (仮称) 江坂計画 >

会長

それでは、次第に沿って議事を進めていきたいと思えます。

次第2つめの審議事項「(仮称) 江坂計画」について、事務局と事業者より、説明をお願いいたします。

事務局 (永井主査)

本事業の経緯及び本日の流れを御説明いたします。資料1を御参照ください。現在は指差しマークがついている、提案書の手続の段階です。

本事業は、令和4年7月22日に事業者である住友不動産と長谷工コーポレーションから環境影響評価提案書が提出されました。令和4年8月に諮問とともに第1回、同年12月に第2回の審査会を開催いたしました。委員の皆様には、事業計画や調査予測評価の方法について御審議いただききました。本日は第3回目の審査ということになります。

まず、前回審査会及びその後、審査会委員の方々などからいただいた御意見について、事業者から見解の説明がございます。その説明を受けて、御審議をお願いいたします。

会長

それでは、引き続き事業者より説明をお願いいたします。

株式会社KANSOテクノス

資料2について御説明させていただく前に、前々回の審査会、それから住民に対する意見交換会等でおりました事業計画地の埃対策についての進捗状況を御説明させていただきます。

株式会社長谷工コーポレーション

まず意見交換会でいただきました計画敷地内の塵、埃対策ですけれども、一度検討しまして、10月の中旬に、種子を敷地の表面に撒くという方針を出しまして、一旦御意見をおっしゃられた方、それから地元の自治会長に向けて、一度発信をさせていただいております。ただ、その検討の中で、10月以降、冬に入って気温が下がっていくということで、その種子の発芽がどうかという話がありました。加えて、敷地内に今、草が生えてきているような段階の状況でございましたので、一旦、事業者の方としましては、その敷地の草がどれくらい生えてくるのかというのを、しばらく様子を見ようということで、現状きているような状況です。それと並行いたしまして、文化財の試掘に関する協議を行ってきておりまして、文化財の試掘調査というものが、ようやく4

月の中頃位からようやくできるような段取りになりました。今現在におきましては、一旦ですね、文化財の試掘調査を実施した後に、本掘になる可能性というのもあると考えておりますので、その文化財の試掘調査後、本掘になりましたら、また敷地内を掘削していくことになると思います。もし文化財の本掘調査というのがないという御判断になれば、敷地をしばらくまた更地の状態で、一定期間おいておくということになりますので、その際に、塵、埃の対策というのを改めて検討したいというふうに考えております。ここまでの流れにつきましては、今私が申し上げましたお話について、地元自治会さんには発信させていただいておりますのと、8月の意見交換会でお話しされた方に対しても、これまでの検討と現状というものをお伝えしていくという状況でございます。

会長

今の説明について何か御意見等ございましたら、お願いしたいのですが。

それでは、これも含めまして、また御説明いただいたあとに質疑をしたいと思えます。

株式会社KANSOテクノス

資料2について御説明させていただきます。まず、4ページからなるのですけれども、1ページ、2ページは前回、12月に実施された、開催していただいた審査会での質疑内容をまとめたものになります。3ページ、4ページは、前回審査会后にいただいた御意見に対する回答となります。

前回審査会の質疑内容について、御説明させていただきます。

番号1、躯体について耐震等級1以外の耐震的・防災的な取組を実施しないとなると災害時に自立性が保たれず、周辺の避難場所への影響予測とそれに対する対策を検討することになる、という御意見です。この御意見に対しましては、御指摘を踏まえて躯体に対する対策を検討し、検討結果を用いて予測を行って、その結果を評価書案にてお示しさせていただくと回答させていただきます。

番号2、前回の審査会で提示させていただいたパースについて、平面図と不整合であるように表現されていることから、誤解を生じさせないような表現で確認したい、という御意見をいただきました。この御意見に対しましては、今後御指摘を踏まえて資料作成してまいりますと回答させていただきます。これから予測評価を実施し、評価書案を作成する過程におきまして、平面図と不整合であるような表現にならないよう、資料を作成し、評価書案にてお示ししたいと考えております。

番号3、西地区の南側建物について、長大な壁面であり圧迫感がある感じがぬぐい切れない。実際に人が見る視点場からの見え方を確認して、圧迫感が軽減されるような形のデザインを検討してもらいたい、という御意見です。この御意見に対しましては、影響評価項目「景観」におきまして、周辺地域の視点場からのモニタージュを作成し、評価書案にてお示いたしますと回答させていただきます。

番号4、景観は後回しにされがちで、設計がもう変更できないということで、うやむやになってしまうことが多い分野であるため、景観アドバイザー会議や担当部署と早

期の段階から継続的に協議を行ってほしい、という御意見です。この御意見に対しましては、現在、色彩等の検討を進めておりますので、事前検討を行ってまいりますと回答させていただいております。実際、現時点におきましては、植栽などを含めた全体についてはまだですが、建物、躯体についての協議、事前協議を始めております。

番号5、前回の審査会で提示させていただいたパースについて、少し重たく、圧迫感を助長するような色彩に思える。色彩は数値で表現できるので、マンセル値で具体的にどのようなものになるのか情報として提供していただき、議論ができる状況を作ってもらいたい、という御意見です。この御意見に対しましては、建物色彩につきましては、評価書案の審査会にて、検討過程をお示しできるよう準備を進めていきますと回答させていただいております。

番号6、前回審査会で現時点でのランドスケープ、緑化の検討資料を提示いたしましたが、これについて、現段階ではイメージのみの提示であり、詳細な検討はこれからということになるのか、という御意見です。この御意見に対しましては、ランドスケープ、緑化については、樹種選定も含め、これから詳細な検討を行うと回答させていただいております。

番号7、開発道路沿いの高木植栽が提示されているが、それ以外でも高木植栽を行う計画はあるのか、という御意見です。この御意見に対しましては、開発道路沿い以外での高木植栽については、近隣住民の意向もありますが、可能な範囲で実施したいと考えていると回答させていただいております。

番号8、前回審査会でのランドスケープ、緑化についての提示資料について、提示資料をみると質の高いランドスケープが展開されるように見受けられる。高木の本数を増やすだけでなく良好なランドスケープとなるようデザインしていただきたい、という御意見です。この御意見に対しましては、御意見をいただきましたとおり、検討をすすめさせていただきますと回答させていただいております。

番号9、西地区の南側開発道路沿いからの住棟方向の見え方について、下方から緑を経て、上の住棟を見るときランドスケープのあり方を検討してほしい。彩り豊かな歩行空間になるよう緑地、緑化を検討してほしい、という御意見です。この御意見に対しましては、御意見いただいた内容も踏まえて、可能な限り、緑量をしっかりとっていきたいと回答させていただいております。

番号10、グリーンインフラの考え方について、まずは、透水面をふやすことは大切なことであるが、雨庭やビオトープなどを作っても、吹田市の気候に応じた適切なものにしないと保持できない。地域の気候に応じた適切なグリーンインフラ、水環境に対応する緑地を検討してほしい。また、居住者による管理が継続できるよう慎重に検討してほしい、という御意見です。この御意見に対しましては、事業計画地内でグリーンインフラの考え方を取り入れた緑化計画がどの部分でできるか、持続的な維持管理が可能かなど、規模も含め慎重に検討いたしますと回答させていただいております。

続きまして、3ページからは、前回審査会以降にいただいた御意見に対する回答となります。3ページの番号1、提案書の4-88ページ、文化財の指定数の誤りについて御指摘いただいております。この御指摘に対しましては、修正させていただきますと回

答しております。

番号2、事業計画地には埋蔵文化財包蔵地が分布していることから、必要な協議、手続きを行うよう御指摘いただいております。この御指摘に対しましては、事前の発掘調査について、文化財保護課と十分協議を行い、必要な手続きを確実に実施してまいりますと回答させていただきます。

番号3、景観に関して、具体的な対応方針を示して欲しいということで、3点御意見をいただいております。

1つ目は、樹木での遮蔽による立体駐車場の圧迫感の緩和について、の御意見です。この御意見に対しましては、東地区の立体駐車場は、住居棟に囲まれており周辺からはほぼ視認されませんが、西地区の立体駐車場は、北側から視認されることとなります。西地区の立体駐車場による圧迫感の緩和につきましては、現時点では、検討中ですので、具体的に実施可能な対策は述べられませんが、事業計画地北側からの視点でのモニタージュを作成し、評価書案にて、その検討結果をお示しさせていただきますと回答させていただきます。

2つ目、敷地境界部のフェンスの有無や素材や色彩についての御意見です。この御意見に対しましては、現時点では、隣地境界部にはフェンスを設置する計画としております。そのフェンスの素材や色彩につきましては、これから検討いたしますので、検討内容について評価書案にてお示しいたしますと回答させていただきます。

3つ目、北側の既設道路側についても高木を植栽するなど、新設道路以外も歩きたくなるような計画にしてほしい。準工業地域での開発となるが、住居系の用途地域に隣接する地域であるので、より丁寧に検討してほしいという御意見です。この御意見に対しましては、北側既設道路側につきましては、開発道路接続部付近のプレイロットなどに高木を植栽することを、現時点で検討しております。それ以外の北側既設道路の拡幅部などの植栽につきましては、担当課と協議・検討してまいりますと回答させていただきます。

番号4、交通安全について、小学校等、工事の交通安全に関する取組について現況把握をすすめていくことを回答しているが、加えて新たな居住者による児童数、交通量の増加についても考慮してもらいたい、という御意見です。この御意見に対しましては、供用後の児童数の増加、交通量の増加についても考慮いたしますと回答させていただきます。これにつきましては、評価書案にて、工事中及び供用後について、交通安全の項目で、現況、予測、対策などをお示しさせていただきます。

番号5、防災について、災害時に浸水等が懸念されるかと思うが、災害時にも自立性が保たれるように施設の詳細配置等を検討いただければ、という御意見です。この御意見に対しましては、提案書にお示ししている計画策定時には、内水氾濫について検討を行っております。災害時の自立性を維持するための対策につきましては、前回、前々回の審査会においても御意見をいただいておりますので、計画内容と災害時の被害について、今後も検討を重ね、評価書案の「防災・安全」の項目において、その内容についてお示しいたしますと回答させていただきます。

番号6、景観についての環境取組内容として、吹田市の景観形成基準を遵守し、景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計を行うと提案書にあるが、現状

の計画を見る限り、景観まちづくり計画の基本方針に示されている「潤いのある水辺景観の育成」に該当する神崎川の水辺景観をまもりはぐくむ建築計画になっているとはいえない。計画評価の観点に「神崎川の水辺景観としての評価」を加え、モニター写真を用いた景観評価を行っていただきたい。具体的には、巨大な壁面となる南立面に対して、低層化、分棟化することによる圧迫感の緩和、緑化による緑視率の増大などの対応策について、検討いただきたい、という御意見です。この御意見に対しましては、事業計画地は神崎川近くに位置し、神崎川との間には工場などの施設があるため、その配置も踏まえて景観に配慮した計画となるよう、今後検討いたします。

計画建物の景観につきましては、その色彩や設えなどの検討を行うとともに緑地の配置などによる配慮を検討し、神崎川沿いの視点場からのモニター写真を作成し、評価書案にてお示しいたします、と回答させていただいております。

番号7、「プライバシーの配慮」に関して、事業計画地東側住宅地に対する検討が必要、また、同住宅地街路からの圧迫感の評価を行うべきと考える。対策としては、宅地からの十分な離隔距離の確保と低層化について、検討が必要、という御意見です。この御意見に対しましては、「プライバシーの配慮」につきましては、適切な対策を講じるよう努め、計画建物については、その色彩、敷設設えや植栽などの対策検討を行い、その内容を評価書案にてお示しいたします、と回答させていただいております。

いただいた御意見と回答につきましては、今御説明させていただいた通りになりますが、全体的にいただいた御意見として、緑化や圧迫感、建物の圧迫感の軽減、景観などについての複数御意見をいただいております。

事業者としましては今後、計画検討していく際に、事業内容、それから事業の採算性、環境への配慮などと併せて考慮する必要があると考えております。

今回の回答内容にて検討と回答したものにつきましては、評価書案や評価書案の審査会にて、その結果をお示ししたいと考えております。

会長

では、事業者さんからの回答、及びその前に説明いただいた埃対策等について、なにか御意見や御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

A委員

防災のところを担当している者なんですけれども。

2点ありまして、まず、意見にあった1ページ目の1番です。耐震等級1以外の、という話なんです、自立性が保たれず、これ以上の取組はしないという形だったので、躯体においてどういう取組をするかというのを評価書でお示しいただくという回答だったと思うんです。繰り返しになりますが、耐震等級1のマンションを新しく作るというのは普通のことなので、防災対策になっていませんというのが、前回の意見だったんです。新しく作るマンションで耐震等級1を持ってないマンションなんてそもそもないので。耐震等級1が防災力の評価ですというのは提案書としては成立しませんというのが意見だったのです。躯体に対する対策をしますというのはその通りなんですけれども、防災対策としてなにをするのかというところを、きちんと評価書案で示

していただきたいという意味です。耐震等級1は普通です。マンション業者だったら、十分ご存じだと思えるんですけど、普通に建てれば、耐震等級1になります。そこは文盲も含めて、注意いただければと思います。耐震等級1で防災対策をしましたと新築マンションで評価書にでてくるなんて変な話だなと考えていただければと思います。これが1点目です。

2点目は3ページの防災、5番目の防災のところなんですけれども、浸水対策、どうしているのですかということに関して、検討してくださいという形だったと思うんです。で、その回答は、内水氾濫について検討を行いましたということなんですけど、なぜ内水氾濫の検討かというのがまったくもってわかりません。洪水ハザードマップも吹田市では公開されていて、高潮ハザードマップも公開されています。まして、今回のマンションの立地箇所からすると、川沿いにある。防災対策をどのようにするのかということは、まさに環境評価上、一番の論点だと思うんです。それで内水氾濫を使ってここは該当していませんという回答は、これまたおかしい話ではないかという気がします。ちなみに高潮ハザードマップや洪水ハザードマップをみると、ここは、1mから3mの浸水をし、更にそこから北側の小学校に行く道や、より川側の避難所に行くときに、より浸水深が深くなるという想定になっています。多分それは、十分ご存じだと思えるんですけども、そこに対する対策は、今後も検討を行い評価書案の「防災・安全」項目において内容を示すということでしょうか。この2点、お聞かせください。

会長

事業者さんの方から、なにか御回答があればお願いします。

株式会社長谷工コーポレーション

まず1点目の耐震等級1については、おっしゃる通りですね、確認申請を通す、通ればですね、耐震等級1っていうのは必ず取れているものですので、こちらについては、いただいた御意見、もう一度持ち帰りまして、確認させていただきたいと思います。

もう1点の浸水対策についてですけども、我々も日常から浸水対策について、数年前の武蔵小杉のタワマンの浸水からですね、各事業者さん含め、いろいろ対策を検討していった次第です。実際ですね、内水氾濫に対してのみ浸水対策をするというふうに決められている事業者さんは多いです。住友不動産様の方ですね、何件か設計の方をやらせていただいているんですけど、まず今回の敷地に関して内水氾濫については、地域に対してそのハザードとしては着色はないというところで、最低限50センチの敷地の盛土、レベルアップは考慮を入れております。例えば敷地が接する道路の最下点から、住戸であったり、インフラ関係については、50センチ以上、レベルを上げるということで、全体の計画をさせていただいております。こちらについては例えば排水柵からですね、逆流して噴出したとしても、ある程度オーバーフロールートをとって、日常生活が確実に維持できるように計画をさせていただいております。

先ほどお話ありました外水に対する対策なんですけども、こちらについてはまさに外水にどう対策していくかっていうのは、我々マンションの設計施工している長谷工

にとっても大きな課題と考えておりますが、現状、外水の水圧、プラスですね、一緒に流れてくる物、車とか木とか建物の鉄骨とかですね、そういった物が流れてくる恐れがあって、そこで止水ラインを確実に守れるという技術的な保障がない状況なんですね。

もし完全に止水対策しようと思うと、今おっしゃられた1 mから3 mの水が来るといことなので、3 mまで盛り土をしないとイケないっていうのが最善であり、確実な対策なんですけども、なかなかそこまでしてですね、事業的に、収支的にも折り合うところがなく、1階をピロティにして完全に住戸をなくして、共用部をなくしてっていうこともあり得るかもしれないですけども、なかなかそこまでしてですね、実際そこに洪水が、河川氾濫が来ると周辺のインフラであったり、道路、その他救急、消防も含めてですね、街全体がなかなか動かない状態になってますので。なかなかそこまで対策を立てるっていう判断ができない状況であるというふうに考えておりました。特に対策が必要ないという考えではないんですけども、なかなか良い対策に行きつかないというのが現状でございます。

会長

どうでしょうか？ A委員。今の御意見に対して。

A委員

吹田で神崎川沿いにマンションを建てるということは、南海、東南海もある程度視野に入れて、ここから50年100年っていうものを視野に入れた集合住宅の供給だと思います。そういったときに、外水、洪水の対策は全然やりませんとはならないと思うので、やれることはやるべきだと思うんです。その時に躯体の強度に関しては50年に1回、100年に1回に起こることなので、何が流れてくるかわからないという予測をしながら造るっていうのは現実的ではないと思うんですが、浸かるとして、浸かった時にどう生活を維持するかとか、周辺の住民との関係をどうするのか、避難をどうするのかということを考えないということはないと思います。マンションを供給する上で、それはマンション、住戸としての防災力の話だけでなく、周辺との関係も含めて、地域評価、環境評価をきちんとした上で、対策をするという仕組みを作るべきではないでしょうか。

それは今までできてない。そこに武蔵小杉のマンションの浸水等々があったわけです。いや、あの程度であればいいですが、外水になるとあの程度では済まないですから。そうすると、さてどうするのかということ、この場所は考えなきゃいけない。今までは考えなかったけれども、ここは考えなければいけない場所なので、そこはもうちょっと積極的に対策を考えていただきたい。1 mから3 mかさ上げすると一番いいんですけど、それができない、しないのであれば、何をするのかということをもう少し積極的に提案いただかないと、なかなかこの評価はできないというふうに考えます。

会長

いかがでしょうか。

株式会社長谷工コーポレーション

積極的に検討させていただきたいと思いますが、ちょっと御期待に沿える回答ができるかはわかりませんが、一度持ち帰って検討させていただきます。

会長

他に何かございますでしょうか。

B委員

お伺いしたいんですが、景観なんですけれども。例えば資料の2-4で、景観アドバイザー会議や担当部署と早期の段階から継続的に協議を行ってもらいたいという御要望をいただいておりますけれども。回答がですね、色彩等の検討に入ってまいりましたのでっていうのはちょっとよくわからないんですが。これは、あとは色彩しか変えませんがよという意思表示なのか、あるいはもう少し積極的にいろんなケースを考えながら検討されるおつもりがあるのか、そこをお伺いしたいということと、それから、この後景観協議を行ってまいりますというのは、どなたとされるのかということですね。それで、こちらの指摘、御質問の方で景観アドバイザー会議や担当部署と、というふうに書かれているので、当然そこと事前協議を行っていくと、こう理解していいのか。そこをお伺いしたいというのが1点でございます。

それに関連するんですけれども、4ページのところで6番でございますが、景観のところですが、水辺景観についてのモニタージュをするということですね。意見の方としては、やはり巨大な壁と、これは立面図から判断するとかなり壁にしか見えないので、写真を撮ってモニタージュしてどうかということになるんだと思うんですけれども。評価書の中で、この案はこうなりました、こういうモニタージュです、植栽とかいっぱい植えてます、それを提示してお示しいたしますとありますから、示すだけで終わるのかということですね。示した上で、それをどう評価して、例えばA案、B案、C案というのを作られて、その中でいろんな、先ほどから事業性ということを何度もおっしゃっておられますが、その事業性の観点も当然あるかとは思いますが、A案、B案、C案あってCが一番いいけれども、事業性の観点からCは無理ですとかね。そういうことになってしまうのはアセスメントとしては、いかがなものかなという気がしております。やはり、その中で事業性をどう確保するかというのは全体としてお考えいただくべきことであって、それぞれの分野の検討というのはそれを持ち出してくるんじゃないかと、よりこちらの方がいいからということで最終的な評価をしていくというのが希望ではあるんですが。ちょっとその辺りをどういうふうにお考えなのか。

できれば評価書の中でいくつかの案を出していただくというのが、そういうことをしていただけるといいんじゃないかと思っております。これは意見ですけど。

以上、お答えいただけますか。

会長

では、事業者さんから、何か御意見ございましたらお願いします。

株式会社KANSOテクノス

まず最初にいただきました資料2の4番の色彩等の検討に入ってまいりましたのでというところですが、これは、前回審査会の際にパースを出させていただきまして、その時点で1案としてこういうのを考えてますっていうことでパースを。何もないとちょっと協議や審査は、ということで出させていただいたんですけれども、そのときにこういう形で色彩等の検討に入ってまいりましたので、とお答えさせていただいたものがこの回答に入っているということになります。実際、景観の協議ですね、担当部署との協議、アドバイザー会議等につきましては、最終的には周辺の植栽も含めての協議ということにはなっていないので、そういう形では進めさせていただくということになります。先ほども言われました通り、実際は、景観の担当部署とそれからアドバイザー会議の場において協議を行っていくということになります。

B委員

もう1点は？4ページ目は？

株式会社長谷工コーポレーション

景観のアドバイザー会議とこちらの審査会と、両方の御意見を伺いながら進めていく所存でございますので、こちらの方ですね、いろいろな景観の視点場について、御指摘いただいておりますので、どこがどういうように見えるのかというのをしっかり検証して、案として提出させていただきたいと思います。

株式会社KANSOテクノス

それと、評価書案で1案だけ出してくるというような話ですね。どういう過程でそれを選んだのか、事業性だけではなくってというところを示してもらいたいという御意見もいただきましたけれども、これにつきましても例えばですね、この色彩にした方が安いからこれにしましたとか、そういうことではなくて、こういうパターンこういうパターンのものを今いくつかですね、検討した上でそこにどう配置すればいいのかということで評価を行ってまいりますので、評価書案については、おそらく今までの評価書案の作りですと、その中で事業者としてはこれがいいと思っておりますというものを載せさせていただくことになるかとは思いますが、審査会の場においてはですね、それ以外に別資料としまして、実際はこういうものを考えた上で、今これが評価書案に載っておりますというような形で審査の場で資料を提示させていただきたいというふうに考えております。

B委員

わかりました。ぜひ、お願いいたします。

会長

他どうでしょうか？なにかございませんでしょうか。

#### C委員

今のB委員のお話と重なったところもあり、そこは割愛しますが、景観に関して御回答いただいたものが、他の質問に対する配慮しますとか努めますとか考慮しますという回答に比べて、検討してまいりますと、トーンが一步下がったものになっています。景観計画に基づいて、環境影響評価の対象でなくても、当然検討していただくことなので、より積極的な検討がなされることを期待したいなと思っております。

前回も、後回しになる景観という話がありましたけれども、先ほどの事業性とか工程の都合とか、段々と時間がたっていくと検討が難しくなりますので、早急な、具体的な検討をお願いしたいなと思いました。

細かな点ですがもう1点ありまして、1ページの3番のところでは、実際に人が見える視点場という意見を、私かE委員かどちらかがしたと思います。御提示いただいたパースは上から見下ろすような描き方になっており、そうではなくて、もっと視点をアイレベルに落としてもらって、歩行者のレベルでの建物、みどりの見え方がわかるような資料を提示いただければな、と思いました。周辺地域からの見え方とアイレベルでの視点場の検討をしていただきたいなと思いました。

#### 会長

何かコメント等ございましたら、お願いします。

#### 株式会社長谷工コーポレーション

御指摘いただいた視点場でも検討させていただきます。

#### C委員

お願いいたします。

#### 会長

他、どうでしょうか？何かございませんでしょうか。

#### D委員

景観とともに、ランドスケープ、緑化の件なんですけど、前回お示しいただいたものは、あくまでも参考の、イメージの資料しか見てないので、実際にどのような緑化がされるかということは、現時点では審査の対象外というか、わからない、不明な状態で、ということでよろしかったでしょうか。

#### 株式会社KANSOテクノス

緑化の内容、それから場所などにつきまして、今、提案書においては、ここでということが具体には決まってない状態です。先ほどから御意見いただいております景観ですね、そういったところも含めて、どういうところで配置するのがいいのか。

一方でですね、景観だけに配慮していると緑、緑量だけの話になってしまいまして、

植栽としてですね、ランドスケープとしてどういうふうに使っていくのかっていうことと、一方で、緑をどういうふうに使っていくのかということも含めて違う視点でも検討しないとイケないということになってきます。

これから、その植栽の種類も含めて検討していきますので、前回提示させていただいた資料というのは、あくまでこういう形のものを想定してますよ、というものになります。実際の事業者として、この計画でいきたい、景観的にも緑化の面から見てもこういう形でいきたいというものは、評価書案でお示しさせていただきますので、その内容についての御審議は評価書案の方で、になるのかなというふうに事業者の方では考えております。

#### D委員

わかりました。先ほどの御回答でいいますと、景観だから緑量が多くなるということとは決してなくて、緑化の質が良ければ景観にも良いはずですので、緑化の質を高め、景観をよりよいものにしていただければと思います。

先ほどの答弁と回答書を見ますと、景観イコール色彩というようなふうにお考えなのかもしれませんが、全体の調整を整えていくのが景観ですので、十分に景観の検討をしていただければ、と思います

#### 会長

他、どうでしょうか。何かございますでしょうか。はい、では大体出尽くしたかなと思うんですが。

私、会長の方からですが、いろいろ検討するということなんで、多分評価書案には1つの案が出てくると思うんですけども、ぜひ説明の時には、いろいろ検討した結果、こういうふうになったんですよというようなプロセスをですね、少しお示しいただけると、こちらの方も評価が非常にしやすくなるので、ぜひそういうような説明をしていただきたいなど、これは希望ですので、また御検討よろしく願いいたします。

それでは、次第に従って次に進めていきたいと思います。

次第2の4の審査会意見案について、事務局より説明をお願いいたします。

#### 事務局（永井主査）

これまでに、委員の皆様のほか、市の関係部局、住民の方々から、様々な御意見を頂戴してまいりました。事務局としまして、それらをもとに資料3の審査会意見案を作成いたしました。意見案は、本審査会での審議を経て、審査会意見として答申いただき、それをもとに作成しました審査書を事業者に示し、万全の環境影響評価と環境への配慮をさせていただくよう手続きを進める予定としております。

こちらにつきまして、今から御審議をお願いしたいと思いますので、資料3の方、ご覧になっていただけますでしょうか。

（仮称）江坂計画に係る環境影響評価提案書に対する吹田市環境影響評価審査会意見となっております。前文ございまして、本審査会は（仮称）江坂計画に係る環境影響評価提案書について、環境の保全及び良好な環境の創造の見地から専門的、科学的に審査を行っ

た。今後、環境影響評価の実施にあたっては予測の不確実性を認識した上で、最新の科学的技術・知見に基づき行うとともに、下記の事項について十分留意されたいということで、下記に、具体的な意見の方をまとめております。本審査会、あるいは審査会後の意見等を出していただきました意見をもとに、作成をいたしました。

まず、温室効果ガス、エネルギーについてですけれども、こちらについては、審査会の方でも御意見が出ておりましたが、2030年における温室効果ガス半減、2050年のカーボンニュートラルという目標がございますので、そちらに向けて、この目標達成に資する事業計画とするようにという前文をつけた上で、環境取組につきましては、まず1つ、今回事業者の方としましても、CASBEE-AあるいはZEHというような高い目標を掲げていただいておりますが、それに加えて集合住宅における地球温暖化対策としまして、自動車の保有台数の削減とEV車導入の推進について、それに資する計画設計としていただきたいと考えております。

例えば、具体的な対策としましては、駐車場設置数の適正化ですとか、あるいは将来的なEV充電対応の増加への対策。EV充電器はもちろん入るんですけれども、それにさらに、今後増やしていくことが可能な対策ということの計画。あるいは、カーシェアやシェアサイクルなどのシェアリングシステムの導入を検討するなど、自動車に過度に依存しないライフスタイルの実現に取り組んでいただきたい。

吹田市の方では、現在木材の使用について、様々なガイドラインを立てておりますので、持続可能な森林環境の保全による地球温暖化の防止や、循環型社会形成の観点から、積極的に木材を使用し、とりわけ能勢町産材など府内の産材の利用に努めていただくという2点を挙げております。

続きまして廃棄物ですけれども、こちらにつきましてはまず現況調査において、集合住宅における先進的な取組について調査をすること。予測及び評価の方法につきましても、先進的な環境取組内容をした場合、しなかった場合の予測を、できる限り定量的に行いまして、比較によって評価を行うこと。また環境取組につきましては、これまでの調査、予測及び評価に基づきまして、供用後、集合住宅における廃棄物の抑制、再資源化について、先進的な取組に努めていただきたいと考えます。

また緑化についてですけれども、こちらにつきましては、事業計画地の大部分が準工業地域で、住居地域に隣接はしておりますが、周辺は市内でもあまり緑化率の高いところではないということ踏まえまして、また一方で、周辺は近年、住宅が増加する傾向ですので、今後住環境としての観点も重要となる場所となっておりますので、そこでの初めての大規模な集合住宅計画ということで、緑化率等の基準遵守にとどまらず、緑視率を高めるなど、周辺の緑化を推進するモデル地区となる取組に努めていただきたいと思っております。

具体的な内容としましては、環境取組として、まず事業計画内に新たに整備する道路、こちらにつきましてはおそらく事業計画地の顔となりますので、事業者も十分御配慮はいただいていると思っておりますけれども、それだけではなくて、計画地の周囲や既設の道路との連続性についても配慮しまして、みどりに親しむ、歩きたくなるような緑化計画にしたいという意見をまとめております。また、こちらにつきましては、水循環をはじめ、防災や景観の観点からも、緑化の計画にグリーンインフラの考え方を取り入れていただきたい。緑地だけではなくて、様々な雨水浸透や貯留などに配慮して、通路の透水性舗

装など、計画地の屋外空間全体でグリーンインフラを検討していただきたいと思いますと考えております。ただ、本計画、最終的には分譲の住宅ということになります。緑地の管理などの継続的な取組が必要な対策は、分譲後、住民によって継続的に維持管理がされないことと維持できませんので、その継続性や管理の容易さを十分検討した計画としていただきたいと思いますという意見にしております。

続きまして景観でございます。こちらにつきましては、先ほども大変御意見がいろいろ出ておりますけれども、今回の事業計画地は、神崎川沿いの景観を構成する大きな要素となります。神崎川の水辺景観を予測及び評価の地点に加えまして、モニタージュ写真などを用いて景観の評価を行うこと。同時に、実際にもう人が住まれている東側住宅地からの景観につきましても同様に、評価地点に加えて評価を行うこと。

さらに環境取組としましては、こちらにも御意見多数出ておりますけれども、長大な壁面を形成する計画となっておりますので、実際に建築物の形態の検討や離間距離、意匠や色彩の工夫、緑化修景などで圧迫感の軽減を含めた対策を行いまして、周辺や新設既設の道路から、より良い景観の形成に努めることとしております。また、これも先ほど御意見出ております、設計の早期の段階から、景観担当部局と協議を実施しまして、助言や指導を受けた上で、こちらにつきましてもやはり周辺地域のモデルとなるような、重点地区制度を活用して、景観形成地区などの指定について協議をしていただきたいと思いますというところでまとめております。

また防災、安全につきましても、まず現況調査としましては、集合住宅における先進的な防災対策について調査をすること。予測及び評価につきましても、今回はハザードマップにおいて水害、地震等の被害が想定されている地区に建つということを考えて、自然災害危険度と地域防災力について、それぞれハザードマップや防災マップを活用して、地域に対する影響については定性的なものにとどまらない、予測及び評価を行っていただきたい。

また本計画地の周辺は、大規模な集合住宅が少ないこともありまして、本事業の供用によりまして、大幅な人口増加となります。人口増加の影響についても、具体的な予測及び評価を行っていただきたい。

次に環境取組につきましては、前項の予測評価、被害想定や人口増加の予測を踏まえまして、耐震強化や浸水に備えた配置や設計の検討など、効果的な対策を取っていただきたいと思います。その予測評価と対策の上で、災害時に自立性が保たれるよう取組を行っていただきたい。また、現況調査を踏まえた対策事例や、防災力強化マンション認定制度などの評価制度の認定を取得するか、または同等の対策を検討して、周辺の今後の開発のモデルになっていただきたいと思いますと考えております。

交通混雑、交通安全につきましても、事業計画地は小学校が近いこともありまして、これもさまざまな御意見をいただいております。調査地点について、公共施設や公共交通機関へのアクセスを考慮して、地点を追加して調査することと、小学校につきましては、特に通学時間帯の安全確保について現況調査を行って、また予測や評価の方法を工夫しまして、有効な安全対策に努めていただきたいと思います。環境取組につきましても、計画地内に道路をいくつか新設されることもあります。それらが既設道路と接続する交差点などで、交通事故の発生を軽減するよう、十分関係室課や交通管理者等と協議をして対策を行っていただ

きたいということで、審査会意見の案をまとめておりますので、これにつきまして御審議  
いただきたいと思います。

会長

では、ただいまの審査会意見案について、何か御意見、御質問等ございましたら、よろ  
しく願いいたします。

副会長

今いただいた案の中で、温室効果ガス・エネルギーに関してなんですけれども、これ  
は、現状は環境の取組の文章が記載されているんですが、これはどのような対策オプショ  
ンを導入するかで結果が大きく変わる分野だと思うんですね。で、その意味でいうと廃棄  
物等にもあるような、予測・評価の方法というのが書いてあるんですけれども、どのよう  
な対策を取った場合にどのような結果が生じるかという、この比較をしていく、まあシナ  
リオ評価のようなものですね、それは想定されていると思いますが、多分温室効果ガス・  
エネルギーにおいてもそういうものが有効なんだと思うんですね。

そういったことをここでも、温室効果ガス、エネルギーでも記載してもいいのかなとい  
うふうに思います。これは、どのような対策を取ることがどれぐらい、いわゆるカーボン  
ニュートラルですね、この目標というものに貢献するかというのが定量的に見えますの  
で、そういったことを検討いただく必要があるかな、というように思いますので。記載の  
ところもそれに準じた形で検討いただけるといいのかなと思いました。いかがでしょう  
か。

あと、もう1点、ここEVの話が主に出てるんですけれども、今これから多分、集合住  
宅でのPVとかですね、あるいはV2Hとかそういったものの対策がこれから増えてくるん  
だろうと思うんですね。ですから、明示的に書く必要があるかどうかというのは検討の余  
地があるんですが、多分対策としてはいろいろあるだろうと思います。ですから、そう  
いった意味でも先ほどの評価の仕方ということを、ちゃんと、どのような対策をしたとき  
にどういった結果が出るかというのを比較できるような、評価にさせていただく必要があ  
るかなというふうに思いました。

会長

どうでしょうか。

事務局（永井主査）

確かに、温室効果ガス、エネルギーについてはいきなり環境取組から入ってしまってお  
りますけれども、予測及び評価の方法として廃棄物にあるような、先進的な環境取組につ  
いて調査をした上で、評価の方法についても比較をするというような項目を追加しても  
いいと思います。そのように修正、追加をしていきたいと思います。

会長

いかがでしょうか。明示的に書く方が分かりやすいというような気もいたしますが、反対意見は特にございませんでしょうか。

はい、ではこちらについてはまた事務局の方と少し相談しながら、文章を考えていかないといけません、そういう方向ですすめていきたいと思います。

それ以外になにかございませんでしょうか。

#### A委員

防災のところですが、今、防災は災害、つまり何が起こるかわからないところの対策、という評価になっています。交通安全に関しては、その後に別途項目が出ているので良いですけれども。

大規模マンションが造られると、救急救命と火災案件って、基本増えるんです。で、吹田市消防と、そういう大規模マンションができた時に、火災とか救急救命の対策としてしなきゃいけないことはないのかということは、ちょっと評価書案、評価の中に入れておいてほしいと思っています。マンション自体はマンションの中に、これ高層マンションになるんで、はしご車をつけるところとかは全部規定通りには設計されていますが、そもそもここまでのアクセスだったりとか、あと救急救命等々に関する設備、施設の設計等々に関して、消防と一度調整ができていればいいんですけれども、造りました、規定通りです、でもやってみたらできませんでした、ということにならないように、そこは評価の中に入れておいてほしいというふうに思います。

#### 会長

これはどうすればいいですか。

#### 事務局（永井主査）

審査会の方で、わりと出ていたのがやはり、どうしても地震と浸水のことだったので、つついそこらへんで書いてしまったんですけれども。救急救命、救急車ですね、火災について増加するという前提で、記述を。

#### 会長

緊急自動車とか、そういったところの通路の確保とかですね、そういう話ですよ。

#### 事務局（永井主査）

より安全な、より速やかに対策ができるような、という記載を足して、追加したいと思います。

#### 会長

どうでしょうか、こういった文言を追記してよろしいですか。何か反対意見は。

これもちょっと全般的に見直さないと、文章的におかしくなると思いますので、これもちょっとまた、事務局の方と詰めさせていただきたいと思います。

ほか、どうでしょうか。

E委員

3の緑化のところの環境取組のイのあたりだと思うんですけど、「緑化の計画には水循環をはじめ、防災や景観等の観点から」グリーンインフラを頑張るって書いてるんですけど、防災や景観、人間の幸せだけでなく、生き物たちの幸せも同時に考えていくべきだと思うので、ここに生物多様性という言葉を一言、入れられないでしょうかという話です。

2030年に陸域と海域の30%を守るっていうので30by30というのが国際的にも合意され、かつ国内でも第6次環境計画の方でも入っているなど、相当、自然、生物多様性保全というのが前に出てきていますので、ネイチャーポジティブな観点からも是非入れていただきたいと思います。

会長

それは、この水循環、防災、景観と書かれた中に、生物多様性をもう一つ加えるということによろしいですかね。

E委員

はい、そうです。

会長

どうでしょうか、委員の皆さん。いかがでしょうか。

生物多様性も重要なキーワードですので、一言、一文入れるということによろしいですかね。はい、ではこれは、ここで了承でいいと思うんですが、お願いいたします。

ほか、どうでしょうか。何かほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、御意見いただいた、1の温室効果ガス、エネルギーのところに評価の項目を入れるという話と、防災のところに、緊急自動車、消防とか、そういったものを入れるという話と、それと緑化ですね、緑化のところに生物多様性という文言を加えるということで、そこを修正して、取りまとめていきたいと思います。

よろしいですか。そうしましたら一応これで、この審査会意見案の審議は、終わりたいと思います。

それでは、今後の本案件の審議会答申作成までの流れについて、事務局の方から御説明よろしくお願いいたします。

事務局（永井主査）

本日御審議いただきました資料3の審査会意見案に、本日の御意見に基づきました修正を加えまして、それぞれ御提案いただいた先生に御確認いただいた後、会長副会長に最終の御確認をいただきまして、本事業の提案書に係る審査会意見の答申とさせていただきますと考えております。

会長

ただ、大幅に変わると思いますので、できたら委員の皆さん全員に意見を。

事務局（楠本次長）

本日欠席されている委員の方もいらっしゃいますので、一度皆様に確認していただいて、再度会長に、最終確認していただければと思います。もう一度、各委員に事務局案を配付させていただいて、確認していただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

会長

はい、わかりました。そうしていただいた方がいいと思いますので、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

では、続きまして次第3に移ります。事業者さん、どうもありがとうございました。退出お願いいたします。

（事業者退出）

#### < [報告事項]（仮称）SVH千里丘新築工事、（仮称）千里丘計画 >

会長

では、続きまして次第3、4の事後調査報告について、事務局から2つまとめて御報告をよろしく願いいたします。

事務局（永井主査）

それでは次第3、4に移らせていただきます。

まず次第3ですが、資料4の方を御参照ください。（仮称）SVH千里丘新築工事に係る環境影響評価事後調査報告書（供用後）の概要を報告させていただきます。

（仮称）SVH千里丘新築工事は、令和3年（2021年）8月に環境影響評価手続上の供用を開始いたしました。事業者は、事前に提出しております事後調査計画書に基づき、自ら実施しました供用後の温室効果ガス、エネルギー、廃棄物等、大気汚染、騒音・振動、交通混雑に係る調査結果と、評価書記載の予測評価結果との検証を行うとともに、自ら示した環境保全措置の実施状況を整理し、供用後の事後調査報告書として取りまとめております。

報告の概要及び所見については以下のとおりです。本事後調査報告書は、本市環境まちづくり影響評価条例の規定により、本市に提出されることになっておりまして、本報告書の受理及び告示、閲覧をもって、本事業についての全ての環境影響評価手続が終了となります。受理いたしましたのは令和4年12月27日。事業者ですが、事業が継承されまして、事業者が前回の報告時より変わっております。アークランズ株式会社というところが現在の事業者となっております。

報告の概要と所見ですが、温室効果ガス、エネルギーにつきましては、供用後1年間の施設の供用に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガスの排出量は、評価書における予測結果を十分下回り、また同種類似施設における排出量の原単位と同程度の結果でした。今後、

エネルギーの使用状況や省エネルギー効果などのデータを活用しまして、省エネ化を効率よく推進・継続し、さらなる低減を図るとしておりますことから、本事業による影響は、評価書における予測の範囲内であり、特に問題はないと考えております。

廃棄物等につきましても、供用後1年間の施設の供用に伴う廃棄物の発生量は、評価書における予測結果を十分下回り、ただ資源化率については廃棄物の種類の違いから予測を下回っていましたが、それらを考慮して概ね同程度と判断いたしました。今後、分別をさらに徹底しまして資源化率の向上を図っていくことですので、本事業による影響は、評価書における予測の範囲内であり、特に問題はないと考えております。

大気汚染につきましても、供用後の調査地点における、自動車走行における大気汚染物質の評価結果は評価書の予測結果と同等以下となり、吹田市の目標値及び環境基準値を下回りました。また今後も、日常的に周辺の交通を管理し、うまくコントロールしていけるよう、継続的に対策を検討実施し、排出ガスの発生量の継続的な削減を図っていくことですので、本事業による影響は、評価書における予測の範囲内であり、時に問題はないと考えております。

騒音・振動につきましても、供用後の調査地点における騒音については、全ての地点で評価書の予測結果と同等以下でした。ただし、本事業実施前から環境基準値及び目標値を上回っていた数か所につきましては、やはり基準値及び目標値を上回っていましたが、増加分は1dB以下でございました。同じく振動についても、一部予測結果を上回ったところはありませんでしたが、それでも人の振動感覚閾値を十分下回ってありまして、全ての地点で道路交通振動の限度値の方を下回ってありました。今後も、日常的に周辺交通を管理して、うまくコントロールしていけるよう、対策を検討実施するという事です。自動車走行騒音及び振動の継続的な削減を図っていくことですので、本事業による影響は小さく、特に問題はないと考えております。

交通混雑につきましても、供用後の各関連車両走行ルート上の交通量から需要率を算出したところ、1か所を除いて評価書における予測結果を下回ってありました。また、上回った交差点というのも、容量比が最大0.213であり、値としては十分低い値と考えております。数か所の交差点では交差点需要率が事業の実施前を上回る結果でしたが、上昇分はわずかでした。今後も地域の要望などを踏まえまして、こちらの交通混雑につきましても、日常的に周辺の交通を管理してコントロールしていけるよう、継続的に対策を検討実施していくことから、本事業による影響は小さく、特に問題はないと考えております。

環境保全措置の実施状況全般につきましても、報告書の方には令和4年10月末時点の実施状況を示しております。本市は、環境保全措置の実施内容について、その履行状況を確認しております。以上です。

続きまして、(仮称)吹田千里丘計画に係る環境影響評価事後監視状況報告書、本件は前の条例の対象となっておりますので名前が違います、事後監視状況報告書です。こちら工事中、工事における状況の報告書の概要でございます。

(仮称)吹田千里丘計画につきましては、平成22年から10年以上にわたって工事をしていましたが、令和4年7月に竣工いたしました。つきましては、平成22年から令和4年7月までの全ての工事期間中について、事後監視計画書に基づいて事業者が調査しました工事中の建設機械や工事関連車両の稼働状況の結果、大気汚染及び騒音の測定調査結果と、

事業者が示した環境保全措置の実施状況を取りまとめました。併せて年次状況報告書が未提出となっております、令和3年4月から令和4年7月までに行われましたD工区の工事の調査結果と併せてまとめております。受理日は令和5年1月31日です。事業者は株式会社長谷工コーポレーションを初め10社となっております。

報告の概要と所見ですが、まず報告書未提出となっております令和3年4月から令和4年7月の工事についてです。

建設機械の稼働状況は、D工区の工事で使用されました機械は全て排ガス・騒音対策型であり、令和3年4月から令和4年7月までの機械の月当たりの稼働台数においては、令和3年5月の382台が最大でした。工事関係車両の稼働状況につきましても、月当たりの延べ稼働台数を示すとともに、地元との取り決めによる通行時間や出入口の状況等を示しております。大気汚染につきましても測定しました。二酸化窒素日平均値を測定しました結果は、全ての地点で環境の基準値及び評価書の予測値を下回っております。騒音につきましても、すべての地点で基準値及び評価書の予測値を下回っております。環境保全措置の実施状況につきましては、次の実施状況の欄でまとめてお伝えいたします。

次に、平成22年度から令和4年7月までの工事全体についてのまとめでございます。

建設機械の稼働状況ですが、最大であったのは平成23年10月の2,236台、稼働台数の総合計は53,341台で、こちらは評価書での想定を下回っております。関係車両につきましても、最大であったのは26年の10月、7,597台。稼働台数合計が219,301台で、評価書の想定を下回っております。大気汚染につきましても、工事中の二酸化窒素を測定した結果、全ての工区、全ての地点で環境の基準値及び評価書の予測値を下回っております。騒音につきましても、全ての工区、全ての地点で環境の基準値及び評価書の予測値を下回りました。保全措置の実施状況ですが、工事の実施にあたりましては、排ガス・騒音型建設機械の使用、工事関係車両の台数や通行時間帯への配慮など38項目、計画建物についての地球温暖化、景観、日照障害への対応など29項目、保全緑地での樹林地の保全、植生回復など16項目の環境保全措置について実施状況を示しております。本市はその履行状況を確認しております。

今後の対応ですが、次は供用後の事後監視と報告が必要となっております。適切な時期に事後監視の調査をしないといけないんですけれども、事業者としましては、ある程度現在のマンション、あるいはシニアマンション等が、入居が終わってから、最終的な供用後の事後監視状況の報告をしたいということですので、ちょっとまだ時期が決まっております。適切な時期に事後監視と報告を求めまして、環境保全目標の達成や基準値の順守を確認し、市民にとって良好な環境が保全されるよう指導してまいりたいと考えております。

会長

では、この2つの事後調査報告書について、何か質問等ございますか。あるいはコメント等ございましたら、お願いします。

F委員

S V Hの方なんですけど、南側の出入口からの右折出庫と、あと、北側の出入口の右折入庫が気になっています。先ほどの資料では、交通混雑としては、交通3の方が評価書の

予測結果を上回っていたんですけど、容量比としては低いんですけど、やっぱり交通安全の面から見ますと危険なのかなという気がします。

あと北側の方も、清水交差点に右折入庫を促進させるような案内看板がありますので、そのあたりも交通安全の面から、しっかり対策をかけていただきたいと思います。

会長

いかがでしょうか。

事務局（永井主査）

事務局の方から、F先生の御意見を事業者の方に伝えて、対策を促したいと思います。

会長

特段何か、やらないといけないということではないですか。注意していきます、くらいでいいですか。

F委員

結局、この資料の中でも、誘導表示とかをしました、というのがあるんですけど、それが本当に効いているのか、というのがしっかり検証していただきたいというところです。

会長

じゃあ、具体的に事業者の方によろしく願いいたします。

ほか、どうでしょうか。他は大丈夫ですかね。では、ないということで、この事後報告書についての質疑は終わりにしたいと思います。

それではですね、5その他ということで、事務局の方から何かございませんでしょうか。

事務局（小山参事）

本日御欠席されているんですが、石塚委員の方から、勤務先が変わられるという報告を受けております。かなり遠隔地でございますので、審査会自体はオンラインでも参加できると思いますが、やはり現地の確認とかといったことで、大変不便になりますので、今回は辞任させていただきたいということで、事務局としても、それでお願いしたいと考えております。

会長

本日、石塚委員が御出席でしたら、一言お願いしようと思っていたんですが、御欠席ということですので。残念ですけども退任ということにしたいと思います。

それでは、他に何かございませんでしょうか。

そうしたら、何もありませんので、本日の審査会は、これで終了したいと思います。長時間、どうもありがとうございました。これで終了します。